

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

栗東市

2. 構造改革特別区域の名称

安全で安心、おいしい栗東市給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

栗東市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

昭和 29 年 10 月、治田村、葉山村、金勝村、大宝村の 4 カ村が合併し、栗東町となり、平成 13 年 10 月には、単独市として栗東市（以下「本市」という。）が誕生した。

本市は、滋賀県の南部に位置し、市の北部は平坦地、南部は緑豊かな山地となっている。北西部は JR 琵琶湖線栗東駅が開設されたことにより、京阪神への通勤圏となり、大規模な住宅整備が進み、人口増加が続いている。

本市の人口は、令和 7 年 4 月 1 日現在で 70,266 人、令和 2 年国勢調査での人口 68,820 人からも 1,446 人増加している。県内、外からの転入者の増加に伴い核家族化が進むと共に、保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出に加え、育児休暇復帰に伴う入所希望者の増加により、特に 3 歳未満児における保育ニーズが増大している。

構造改革特別区域計画にある公立保育所 2 園及び栗東市立治田西こども園は、調理室の面積が小さいことに加え、昭和 40~50 年代に建設された施設もあり、近年園舎及び厨房設備の老朽化や増大する保育ニーズに対応する調理スペースの確保が課題となっている。既存施設の調理室の増築や厨房設備の改修にあたっては、用地の確保も含め多額の財政負担が見込まれることから、平成 30 年 9 月に稼働した学校給食共同調理場において調理を行い、外部搬入することにより、給食にかかる経費の削減を図り、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。

5. 構造改革特別区域計画の意義

平成 30 年 9 月に稼働した栗東市立学校給食共同調理場は、本特例措置に基づく給食の外部搬入を実施している栗東市立金勝第 2 保育園、栗東市立治田保育園、栗東市立治田西こども園の各施設にいずれも搬出後 20 分以内の搬入が可能であり、良好な状態での給食の提供が可能である。

同施設では、調理施設の拡大により保育所、幼稚園、認定こども園への給食提供に加え、平成 30 年 9 月から中学校での完全給食を開始し、食物アレルギー対応食（卵・乳のみ）専用の個室調理スペースの設置により、近年増加傾向にある食物アレルギー対応希望園児へ安全・安心でおいしい給食の提供を実施している。なお、食物アレルギー除去食（卵・乳のみ）の実施は、各園内の調理施設の負担軽減につながることから、その軽減分を離乳期及び食物アレルギー対応希望園児への個別対応を十分に行う体制の確保に充てることができる。

本特例措置を活用し、公立保育所 2 園及び栗東市立治田西こども園分の給食を栗東市立学校給食共同調理場において一括して調理し、外部搬入を実施することにより、給食にかかる経費の削減を図り、節減された経費を多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に充てることが可能となる。

また、食材の一括購入を通して、地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の推進、地域の活性化を図るとともに本市の食育推進計画に基づき、正しい食に関する知識と食を選択する力を身につけさせることができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① 栗東市立学校給食共同調理場から給食を外部搬入することにより、保育所及び認定こども園施設の維持管理費や給食事業費を節減し、効率的な運営を図る。
- ② 食材の一括購入を通して、地元産の食材を積極的に取り入れ、安全・安心でおいしい給食を提供することで、乳幼児期から地元の食物に慣れ親しみ、栄養バランスの良い食事や旬の味覚を学び、正しい食生活を身につけることを目標とする。
- ③ 栗東市立学校給食共同調理場から食物アレルギー除去食（卵・乳のみ）を外部搬入することにより、食物アレルギー対応希望園児へ安全・安心でおいしい給食の提供を図る。なお、各園内の調理施設においても離乳期及び食物アレルギー対応希望園児への個別対応を十分に行う体制を確保する。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 給食の外部搬入方式の実施より、節減される経費を保育所及び認定こども園の効率的な運営や多様化する保育ニーズに合わせた保育サービスの充実に充てることができる。
- ② 給食の統一献立による食材の一括購入により、食材の仕入れに要する費用の縮減が見込まれるとともに、地元産の食材を積極的に取り入れることにより、地産地消の推進、地域の活性化を図ることができる。
- ③ 離乳期及び食物アレルギー対応希望園児において、個々の対応に専念することができることから、発達状況に合った食事や栄養バランスの良い食事を提供することができるとともに、アレルギー食材の誤混入の防止にも繋がり、食の安全を確保することができる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

・公立保育所

栗東市立金勝第2保育園、栗東市立治田保育園

・公立幼保連携型認定こども園

栗東市立治田西こども園

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

栗東市立金勝第2保育園 平成30年9月1日

栗東市立治田保育園 平成30年9月1日

栗東市立治田西こども園 令和8年4月1日

4 特例事業の内容

特例措置の適用を受けようとする公立保育所2園及び栗東市立治田西こども園の給食を、栗東市立学校給食共同調理場栄養士の管理のもと一括して調理を行い各保育所及び認定こども園に搬入する。

また、食物アレルギー除去食（卵・乳のみ）は、栗東市立学校給食共同調理場のアレルギー対応室で一括調理を行い別容器で搬送する。

なお、離乳食及び食物アレルギー代替食については、同様に栄養士が管理し、各保育所及び認定こども園において個人に合わせた給食を調理提供する。

5 当該規制の特例措置の内容

① 給食の外部搬入の実施にあたっては、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児発0601第4号）」の留意事項を遵守する。

② 各保育所及び認定こども園における調理室の面積及び調理設備は以下のとおりであり、加熱設備としてガス台（ガスコンロ）、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、配膳台等を備え付けており、再加熱や冷蔵・冷凍、配膳は可能である。

〈搬入先保育所調理室の概要〉

園名	栗東市立 金勝第2保育園	栗東市立 治田保育園	栗東市立 治田西こども園
調理室面積	37.10 m ²	36.45 m ²	28.83 m ²
職員数	園長 1名 保育士 13名 看護師 1名 調理師 1名 調理員 1名 業務補助員 1名 事務補助 1名	園長 1名 保育士 23名 看護師 1名 調理師 1名 調理員 1名 業務補助員 1名 事務補助 1名	園長 1名 保育士 23名 看護師 1名 調理師 1名 調理員 1名 業務補助員 1名 事務補助 1名
園児数	49名	120名	155名
調理設備	冷凍庫、冷蔵庫、 ガス台、調理台、 配膳台、炊飯器、 オーブン、シンク、 食器乾燥機、 器具消毒保管庫	冷凍庫、冷蔵庫、 ガス台、調理台、 配膳台、炊飯器、 オーブン、電子レンジ、 シンク、食器洗浄・乾燥機、 器具消毒保管庫	冷凍庫、冷蔵庫、 ガスコンロ、調理台、 配膳台、炊飯器、 オーブン、電子レンジ、 シンク、食器洗浄・乾燥機、 器具消毒保管庫

③ 外部搬入方式による給食は、1歳児から実施することとするが、栗東市立学校給食共同調理場栄養士が献立を作成し、園児の年齢に応じた調理ができるよう、栄養士と調理員が食材及び調理方法について調整し、これに基づき調理提供する。

また、食物アレルギー除去食（卵・乳）については、栗東市立学校給食共同調理場栄養士が人数を把握し、除去食の提供を行う。さらに、個々の食物アレルギー代替食献立表を、栄養士が作成し、各園において個人に応じた給食を調理提供する。

④ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守する。

調理方式については、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式により実施する。

給食の運搬は、専用の容器に入れ、専用運搬車を利用し、「学校給食衛生管理基準」に従い衛生管理に努める。専用運搬車は 8 台配置し、うち 3 台が各保育所及び認定こども園の給食を配送する。搬入された給食は、保育所の調理師及び業務補助員が受領、衛生管理のもとに調理完了後 2 時間以内に喫食できるよう配膳を行う。

アレルギー除去食の外部搬入については、専用の別容器を利用し、保育所に搬入後、調理員により直接各クラスの担任へ除去食が渡され、食物アレルギー対応希望園児が喫食する直前に専用の食器に盛り付けを行う。

栗東市立学校給食共同調理場は、ドライシステムの下、汚染作業区域と非汚染作業区域を完全分離して、二次汚染防止対策を講じるなど衛生管理に努めるとともに、アレルギー除去食専用の専用個室スペースを確保し、アレルギー食材の誤混入防止を徹底する。また、衛生・安全の確保に努め、食品の温度管理、調理員・栄養士の健康管理を行い、保健所の指導、助言等に従い適正に運用する。

⑤ 特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先とともに栗東市が管理しており、「契約」という行為に馴染まない状況であるため、搬入元と搬入先での「覚書」を栗東市立学校給食共同調理場が稼働した平成 30 年 9 月に締結し、両施設間で本事業の実施において、緊密な連携を図り、給食の外部搬入に係る基準を遵守する。

〈搬入元栗東市立学校給食共同調理場の概要〉

面積	延面積 4232.34 m ² 1 階床面積 3569.45 m ² 2 階床面積 662.89 m ² 調理室面積 2182.2 m ²
職員数	所長 1 名 事務職員 4 名 栄養士 4 名 調理員 64 名 配膳員 36 名 運転手 15 名 ※専用運搬車 8 台
調理能力	8,000 食/日
調理設備	洗米機、炊飯機、四層シンク、作業台、フードスライサー、フライヤー、回転釜、スチームコンベクション、真空冷却機、器具消毒保管庫、配膳台、アレルギー対応室等

〈給食の配送計画〉

専用運搬車 3 台が、栗東市立学校給食共同調理場から給食を搬出後、各保育所及び認定こども園へ搬入する。

9時30分	調理完了
9時50分	栗東市立学校給食共同調理場 【各保育所及び認定こども園用給食搬出】
10時10分	栗東市立金勝第2保育園【給食搬入】 栗東市立治田保育園【給食搬入】 栗東市立治田西こども園【給食搬入】 到着後、温度測定・記録・検食
10時45分	各クラス配膳準備
11時10分～30分	喫食